

教職第 1 1 2 8 - 2 号
平成 3 1 年 3 月 1 2 日

関係市町村教育委員会教育長 }
関係市町村立学校長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

通勤手当に係る年度末及び年度当初の事務処理について (通知)

学校職員の通勤手当について、交通用具使用者に係る使用距離 1 キロメートル当たりの加算額 (以下「自動車等加算額」という。) に関し、下記のとおり事務処理願います。

記

1 自動車等加算額の改定に伴う通勤届の処理について

平成 3 1 年度の自動車等加算額は、次のとおり改定されます。

	改 定 前		改 定 後
自動車等加算額	5 5 0 円	→	<u>6 3 0 円</u>

平成 3 1 年 4 月 1 日以降に通勤手当を認定する際には、今回の自動車等加算額の改定について留意し、通勤届の処理をしてください。

また、現在、手当の認定を受けている交通用具使用者のうち、認定距離が 3 キロメートル以上の職員については、今回の規定改正に伴う処理をしてください。
(別紙参照)

なお、交通用具と普通交通機関等の併用で 1 か月あたりの運賃相当額が 55,000 円を超える職員は、交通用具に係る手当についても、支給単位期間の最初の月にまとめ払いを受けます。今回の自動車等加算額の改定の際に次に該当する職員には、3 月末日において払い戻しにより得られる額を一旦返納させ、改定後の加算額により算定した手当額を、改めて 4 月にまとめ払いする必要があります。

- 1 今回の自動車等加算額改定前において 1 か月当たりの運賃等相当額が 55,000 円を超えていた職員で、現在の支給単位期間が 4 月以降に終了することとされている場合 (ただし、加算額改定前の手当額が上限である 75,000 円であった者について、加算額改定後の手当額も上限である 75,000 円となる場合を除く。)
- 2 今回の自動車等加算額の改定により 1 か月当たりの運賃等相当額が 55,000 円を超えることとなる職員で、現在の支給単位期間が 4 月以降に終了することとされている場合

2 平成31年度当初人事異動等に係る通勤手当事務の留意点について

人事異動を伴う職員のうち、交通機関等利用者で旧所属で支給単位期間が終了していない職員については、原則として旧所属で返納処理を行います。新所属において支給単位期間を引き継ぐ場合※があるため、新・旧両所属でそれぞれの認定状況を確認してください。

※ 異動後も全ての、あるいは一部の交通機関利用区間について変更がなく、新所属においても、引き続き同じ交通機関利用区間で同様の通勤手当認定を受ける場合。

(確認事項の内容)

旧所属	<u>新所属での通勤方法・経路等を確認した上で、返納が必要であるかを判断すること。</u> 異動後も全ての、もしくは一部の交通機関に変更がないため、新所属において、支給単位期間が引き継がれる場合がある。
新所属	<u>旧所属で終了していない支給単位期間がないか、確認した上で認定すること。</u> 異動後も全ての、もしくは一部の交通機関に変更がないため、旧所属での支給単位期間を引き継ぐことになる場合がある。

新旧の各所属において、適宜、情報提供を行い、必要に応じ、新旧所属の通勤届の写しを添付すること。（教職員給与事務の手引 PⅡ-2-25 参照）

注1 支給単位期間の途中で異動する場合の通勤手当の事務処理については、平成31年3月8日付け教職第1123-1号「年度をまたがる通勤手当の事務処理について（通知）」を参照すること。

注2 総務事務システムが稼働している県の教育局（課所館）、県立学校及び他部局と市町村立学校の間の人事異動に伴う事務処理については、平成31年3月12日付け教職第1126号「人事異動に伴う給与関係の事務処理について（通知）」を参照すること。

※ 通知に関するお問い合わせは、所轄の教育事務所へお願いします。

埼玉県教育局教育総務部教職員課 給与制度担当

自動車等加算額が改定された場合の通勤届の処理について

額改定の場合

通勤届（裏面）の下欄を使用し、改定後の自動車等加算額により認定すること。

なお、平成19年3月9日付け教職第1334号「学校職員の通勤手当の運用について」の一部改正について（通知）による改正前の通勤届を使用し、運賃等改定、支給単位期間変更等及び返納に係る確認及び決定欄が不足している場合は、新たな通勤届の裏面により改定処理を行い、現在の通勤届に添付することで差し支えありません。

(例)

確認及び決定欄				30年 4月 1日 受理						
普通交通機関利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出基礎	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等認定の始期	支給月 (毎月支給は省略)	備考
		普通交通機関等の名称	利用区間							
	1	JR線	藤谷～浦和	6か月定期券	108,860円	108,860円 (6箇月)	18,143.33円	平成30年 4月		
	2					円 (箇月)	円	円		
	3					円 (箇月)	円	円		
	4					円 (月)	円	円		
自動車等の額（自動車等の使用距離 8.2km）（加算額 550円） 5,300円 普通交通機関等と自動車等の合計額 円 1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 23,443円 1箇月当たりの運賃等相当額が 55,000円を超えるとき {55,000+(円)} (差額2分の1相当額 円)										

自動車等加算額が改定された場合は、右側の欄を使用します。（加算額及び改定後の自動車等の額を記入）

運賃等改定、支給単位期間変更等及び返納に係る確認及び決定欄						自動車等			
☐ 運賃等改定 ☐ 規定改正 ☐ 支給単位期間変更						31年 4月適用 加算額 630円 5,780円 55,000円を超えるとき 円			
普通交通機関等						取扱者 認印	年 月適用	加算額 円	55,000円を超えるとき 円
定期券等の別	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等認定の始期	支給月 (朝晩)					
1		円		から			年 月適用 加算額 円	55,000円を超えるとき 円	
2									
3									
4		(箇月)	円	から					
自動車等 (. km) 円 1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 円						年 月適用 加算額 円 55,000円を超えるとき 円			
1箇月当たりの運賃等相当額が 55,000円を超えるとき 円 年 月から						年 月適用 加算額 円 55,000円を超えるとき 円			
新幹線鉄道等						取扱者 認印	年 月適用	加算額 円	55,000円を超えるとき 円
順路	定期券等の別	特別料金等2分の1相当額	1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額	新幹線鉄道等の認定の始期	支給月				
1		円 (箇月)	円	年 月から		年 月適用 加算額 円 55,000円を超えるとき 円	年 月適用 加算額 円 55,000円を超えるとき 円	年 月適用 加算額 円 55,000円を超えるとき 円	
2		円 (箇月)	円	年 月から					
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えるとき 円 年 月から						年 月適用 加算額 円 55,000円を超えるとき 円			

今後、普通交通機関の運賃の改定、支給単位期間の変更のための認定及び払戻しなどが生じた場合は左側の欄を使用します。

併用者で、交通機関の1か月当たりの運賃等相当額と改定後の自動車等の額の合計額が55,000円を超える場合のみ記入します。

新規認定の場合

通勤届（裏面）の上欄を使用し、改定後の自動車等加算額により認定すること。